

## 意見聴き取り調査票

(福島県総合設備協会)

## 1 予定価格について

- (1) 県では、積算せずに予定価格の一定割合で入札するような業者の排除などダンピング防止のため、本年4月から予定価格の事後公表を原則としましたが、このことについてどのようにお考えですか。

事後公表は、正確な積算能力のある企業を選別する為にも良い方法だと思います。今後とも継続して頂きたいと思います。

## 2 最低制限価格制度について

- (1) 県では、平成20年1月から最低制限価格の設定水準を平均で約6%程度引き上げましたが、その後も最低制限価格を下回る応札が多数生じています。このことについてどのようにお考えですか。

- 1 極端に工事量が減少しており、企業は落札するためには最低制限価格帯での応札となるのはやむを得ず、また、積算が不正確な為、意図せざる低入札になっていることも多いと思います。
- 2 低入札の原因のひとつに積算の不正確さがあります。積算精度を向上させるためにも、積算基準の公開や積算の講習会を検討していただきたい。(ここで述べている積算基準とは、メーカー見積りに対する掛け率や建築関係積算基準に定められていない機器(弱電関係の特殊機器)等に対する労務歩掛けを指しています。)

## 3 低入札価格調査制度について

- (1) 県では、法律上最低制限価格を設定することができないWTO案件及び総合評価方式による案件に係る低入札対策として、低入札価格調査制度を導

入っていますが、このことについてどのようにお考えですか。

1 総合評価方式において、品質の確保、不適格者の排除の為に、低入札価格調査制度は必要だと思います。

更には、以下の様な点を検討して頂ければ、本来の目的により合致するものと考えます。

① 低入札価格調査基準（非公表）を94%まで引き上げ。（現在の積算基準による予定価格では、一般管理費まで含めた工事原価は予定価格の約94%である。）

② 失格基準を国土交通省と同等とする。

③ 低入札調査基準価格を下回った時点で失格とする。

出来なければ④を採用

④ ペナルティの強化

a) 次回の入札より総合評価方式の加算点を0点とする（1年間）

b) 前渡金の中止

#### 4 総合評価方式について

(1) 県の総合評価方式について、どのようにお考えですか。

1 価格だけでなく、企業の技術力、経営状態、地域への貢献等を総合的に評価判断の上、落札業者が決定されるので、フェアな入札方式であると思います。

2 入札参加資格の事前審査方式の導入

条件付一般競争入札（総合評価方式・事後審査型）入札・契約手続きフローによると、開札、落札候補者への連絡後、事後審査関係書類の提出を受け、入札参加の資格と成っており、実際、開札から落札者の決定まで時間がかかっております。

また、万が一、事後審査において入札参加資格が無いと判断された場合、落札者を定める評価値に誤りが生じる事になり、正しい方法とは思えません。落札候補者のプロセスのスピードアップを図る為にも入札参加資格の確認ができる資料は事前に提出させ、入札参加資格の有無を確認した上で入札を行うのが正しいと思います。

### 3 簡易型の技術審査について

施工計画について記述するものですが、あまりにも範囲が広く、発注者の要求事項は開示されていませんので、たまたま要求事項と自分達の提案が一致した者が高得点を探れる事になってます。このような方法は正しくありません。具体的に要求事項を開示し、提案を受け評価する事の方が正確な評価ができると思います。ぜひ具体的に開示して頂きたい。

- (2) 県では、総合評価方式の対象を、農林水産部・土木部発注の設計金額3千万円以上の工事全件とするなど拡大するとともに、継続教育の取組状況、災害応援協定の締結状況、消防団への加入状況の評価項目への追加や加算点の増加、特別簡易型の対象範囲の拡大などの見直しを行っておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

1 優れた品質の工事を提供できるように、常日頃から社員教育を行い、努力している企業、そして地域に貢献している企業が評価されるように、加算対象及び加算点の増加と対象範囲の拡大は良いことだと思います。

- (3) 総合評価方式において、どのような項目を評価すべきだとお考えですか。

- 1 教育庁・警察本部・病院局・企業局・県立医大・会津大学及びその他の知事部局所管に係る工事物件の全てにおいて総合評価方式の早期導入をして頂きたい。
- 2 土木中心の除雪の代わりに、業種に合った評点対象を加算していただきたい。
- ① 当協会は5月の連休、お盆休み、年末年始期間において、ライフラインの安定供給の使命から、以前より自主的に地区別(6方部)に担当会社を定めて対応出来るようにして参りました。このような点を評価の対象として頂きたい。
- ② 当協会では、建設業におけるイメージアップと人材育成の観点から、インターンシップを実施しています。評価の対象として頂きたい。
- 3 ISO9001(品質)、ISO14001(環境)の加算点の増加と両方取得している企業の加算点の増加をして頂きたい。(企業の努力を公平に判断して頂きたいと思います。)

- 4 簡易型の施工計画の配点を10点から20点にして頂きたい。この事により評価点は現在の35点から45点になり、その中での施工計画の点数が20点ですので今まで以上に企業の総合施工能力が正確に評価され、金額だけでなく落札者を決める総合評価方式の目的と合致するものと思われます。
- 5 新分野進出が加点対象となっておりますが、苦しくとも新入社員を採り雇用の確保に努めている企業にも評価をし、加点対象として頂きたい。
- 6 当協会では協会主催による会員企業の工事現場のパトロール（技術指導・安全）を実施しております。また会員からの要望により第三者機関としての工事検査を実施しております。これらの協会独自の活動が高品質の工事につながります。このような事を加点対象として頂きたい。

## 5 施工体制事前提出方式について

県では、不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求め履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を平成20年1月から試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

総合評価方式（標準型）に適用する事になると思いますが、国交省の標準型の工事の経験から次の事が危惧されます。

- 1 通常の工事であれば、工事受注後に様々な要素を考慮し、値段の交渉をしてからメーカー等を決定します。  
事前にメーカー等を決定しておく事は、競争原理が働かず、落札者にとっては不利益になる場合が多く、見直して頂きたいと思います。

## 6 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 元請・下請関係適正化のための課題として、どのようなことが考えられますか。

- 1 元請業者とのトラブルを回避する為にも、見積書に基づき支払い条件等を明記した建築業法に基づく下請負契約を締結することが大事だと考

えております。

- 2 社内にコンプライアンス委員会を設置し、常日頃から法令遵守に努める。

## 7 現場代理人の常駐義務緩和について

- (1) 県では、平成20年5月から、農林水産部又は土木部発注工事のうち、近接工事など一定の場合において、現場代理人の常駐義務の緩和を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

- 1 現状に適した対策だと思えます。

しかしながら、工事によっては現場代理人と主任技術者を兼務させる事も多くあり、主任技術者の専任についても緩和する方向でご検討頂きたい。

しかし、現場代理人の仕事量も緩和されるわけではないので、現場代理人に係わる費用については減額しないで頂きたいと思えます。

## 8 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

- 1 専門工事業者の健全な育成のためにも、管工事業、電気工事業においては、該当する工種の完成工事高がその会社の年間工事完成高の 1/2 を超えない企業に対しては、入札参加資格を認めないで頂きたい。

(最近、宮城県で定められた、いわゆる 1/2 条項が念頭にあります。)

- 2 250 万以上の全ての工事において、総合評価方式を採用して頂きたい。
- 3 改修工事については、必ず「現場調査」が必要となります。

今後は改修工事が増加するとおもわれますが、このような点を考慮し、改修工事においては経費の中に別枠で「現場調査費」を含めて頂きたい。

- 4 工事量の減少に伴い、工事实績や優良工事の実績を得る機会がますます少なくなると思われます。

これらを基にして会社を評価する項目がありますが、有効期間の延長を望みます。

5 大規模工事以外の現場代理人の算出方法を、実質工期に促したものと  
して頂きたい。

現場代理人は、契約期間中、現場常駐が義務付けられており、また、  
仮設事務所も同期間中必要となります。現在の算出ではこれらの事は考  
慮されていません。実態にあったものとして頂きたい。

元請・下請対等の考えからも実態に合ったものが正しいと思います。

6 「低入札価格調査基準（非公表）」の設定について、発注者の判断の  
根拠を開示して頂きたい。

- ① 工事の品質について
- ② 施工者の経済的な負の影響について
- ③ 安全について
- ④ 元請・下請関係について
- ⑤ 現場管理費について
- ⑥ 一般管理費について

7 積算単価について、市場価格の導入が進められておりますが、どのよ  
うな考えに基づいているのでしょうか。又、低入札価格調査基準にどの  
ように影響があるのでしょうか。